

[事案 26-191] 解約返戻金支払請求

・平成 27 年 10 月 19 日 和解成立

※本事案の申立人は法人である。

<事案の概要>

契約が無効とされ、既払込保険料も返還されず、解約返戻金も支払われなかったことを不服として、解約返戻金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 9 月に契約したがん保険について、以下の理由により、既払込保険料や解約返戻金が支払われないことは条理に反するので、解約返戻金を支払ってほしい。

- (1)告知義務違反の事実は認めるが、故意によるものではなく、告知時には、募集人からがんと診断されたことがあるかどうかも聞かれなかった。
- (2)契約時に募集人から「告知日以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を知っていた場合には、既払込保険料についても返還しない」ことの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款では「被保険者が責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合には、契約者または被保険者のその事実の知・不知にかかわらず、契約は無効とします。」「前項の場合、すでに払い込まれた保険料は、契約者に払い戻します。ただし、告知日以前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を契約者または被保険者のいずれかが知っていた場合には、払い戻しません。」と規定している。
- (2)契約時、募集人は被保険者（申立人の代表者）に対し適切に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による説明不足があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、被保険者（申立人の代表者）および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、解約返戻金の支払いは認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)本契約加入の主目的が、退職金原資の準備や節税効果といった企業運営の安定であったことは、申立人も募集人も認めている。このように事業性が強く、資金運用としての側面も大きい保険の場合、既払込保険料が全額返金されないという重大な損失が生じるリスクがあるということは、契約者にとって重大な関心のある事項であるといえ、この点、通常より丁寧に、強調して説明する必要があったが、募集人は告知書の内容について、詳しい説明も告知義務に違反した場合の効果も説明していない。よって、被保険者（申立人の代表者）が、既払込保険料が全額没収されるという重大なリスクを十分認識できていたか疑問がある。

(2) 募集人の募集行為には、申立人の主張を認めるほどの瑕疵は無いが、契約者の保護、契約者の意向の尊重という点について、必ずしも適切ではない事情があったものとする。一方で申立人には明らかな告知義務違反があり、この告知義務違反を見逃して多額の保険料の返還を認めることは、契約の公平を著しく害することにもなる。